

松山市パークサポーター制度実施要綱

平成 23 年 1 月 31 日

要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長の認定を受けて市民共有の財産である城山公園堀之内地区（以下「堀之内」という。）の管理に貢献する清掃，除草，植栽，利用マナー啓発等の活動（以下「清掃美化活動等」という。）を行うもの（以下「パークサポーター」という。）を募り，快適で美しい公園環境づくりと公園愛護意識の高揚を推進することを目的とする松山市パークサポーター制度について，必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第 2 条 パークサポーターは，堀之内の愛護活動に意欲的な住民団体，学校，企業等（以下「団体等」という。）で，市長があらかじめ指定する堀之内の一定の区域（以下「活動区域」という。）において，年 2 回以上清掃美化活動等を行うことが可能なものとする。

- 2 パークサポーターとして認定を受けようとする団体等は，パークサポーター申請書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は，前項のパークサポーター申請書の提出があったときは，松山市パークサポーター制度審査委員会に申請内容について審査させるものとする。
- 4 市長は，前項の規定による審査に基づき，パークサポーターと認定することが適当と認めるときは，申請者にパークサポーター認定書（第 2 号様式）を交付するものとする。
- 5 前項の規定による認定を受けた団体等は，毎年度，清掃美化活動等を行う前までに，パークサポーター活動計画書（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

(活動基準)

第 3 条 パークサポーターは，活動区域において，前条第 5 項に規定するパークサポーター活動計画書に基づき，清掃美化活動等を行うものとする。

- 2 パークサポーターは，清掃美化活動等を行うときは，事前に市と協議するものとする。
- 3 パークサポーターは，清掃美化活動等を行うに当たっては，回収したごみ等の分別及び処分について市の分別方法及び指示に従うとともに，関係法令を遵守し，公園利用に支障を生じないようにするものとする。
- 4 パークサポーターは，活動区域において，この制度の目的以外の活動を行ってはなら

ない。

(安全確保)

第4条 パークサポーターは、清掃美化活動等に際して、事故防止等の安全対策を講じなければならない。

2 清掃美化活動等に中学生以下の者が参加する場合は、その安全を確保することができる相当数の者が当該清掃美化活動等に参加しなければならない。

(活動報告)

第5条 パークサポーターは、清掃美化活動等を行った年度の3月末日までに、当該年度の清掃美化活動等の状況をパークサポーター活動報告書(第4号様式)により市長に報告するものとする。

(事故報告)

第6条 パークサポーターは、清掃美化活動等に伴い参加者の受傷、公園施設等の損傷その他の事故が発生したときは、速やかに、パークサポーター事故発生報告書(第5号様式)により市長に報告するものとする。

(パークサポーターの取り消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、パークサポーターの認定を取り消すものとする。

- (1) パークサポーターから辞退の申出があったとき。
- (2) パークサポーターの資格を欠くことになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がパークサポーターとして不適切と認めたとき。

(使用料の免除)

第8条 市長は、清掃美化活動等を1年以上継続して行ったパークサポーターが、堀之内の広場において、松山市都市公園条例(昭和37年条例第40号)第16条の規定に該当する利用をするときは、活動区域の面積と同等の面積の利用に係る使用料について、1日に限り、免除することができる。

(使用料の免除の手続等)

第9条 パークサポーターは、前条の規定による免除を受けようとするときは、松山市都市公園条例施行規則(昭和37年規則第67号)第7条に規定する公園使用料減免申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の公園使用料減免申請書の提出があったときは、松山市パークサポーター制度審査委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、使用料を免除することを適当と認めるときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 前条第3項の規定による使用料の免除の通知を受けた者は、当該免除に係る利用の権利を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

(松山市パークサポーター制度審査委員会)

第11条 第2条第3項及び第9条第2項の規定による事務を処理するため、松山市パークサポーター制度審査委員会を置く。

2 松山市パークサポーター制度審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(支援内容)

第12条 市は、パークサポーターに対し、予算の範囲内において、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 清掃美化活動等に必要ごみ袋、種苗等の物品を提供すること。
- (2) パークサポーターが回収したごみ等の処分について、必要な措置を講じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清掃美化活動等に必要支援を行うこと。

2 パークサポーターは、前項の支援を受けようとするときは、パークサポーター物品支給依頼書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、松山市パークサポーター制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。